破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６１０号
大阪市生野区巽中２丁目22番28号クィーンライフ巽501号、開始決定時の住所大阪府大東市諸福７丁目３番７号
破産者　桐永　泰三
1　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５７号
京都市伏見区桃山水野左近西町51番地　エスポワール桃山105号室
破産者　伊藤雅商店こと　伊藤　雅之
1　破産債権の届出期間　平成25年６月25日まで
2　一般調査期日　平成25年８月８日午後２時
平成25年５月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
愛媛県松山市畑寺町830番地４
破産者　有限会社フジ玩具商会
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後２時
平成25年５月10日　　松山地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５７号
長崎県長崎市出島町13番８―1706号、開始決定時の住所長崎県長崎市丸山町７番９号　ハイネス思案橋803
破産者　松井　　繁
免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
平成25年５月９日
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２４年（ラ）第２９５号（原審札幌地方裁判所平成２３年（フ）第３２８５号）
北海道江別市東野幌本町21番地の72
抗告人（破産者）　甲斐野悦子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第２民事部

監督命令

平成２５年（再）第４号
北海道石狩市花川南８条２丁目153番地
再生債務者　新札幌建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区南１条西12丁目　新永ビル６階　開本法律事務所　弁護士　開本英幸
平成25年５月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第２０号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸２番12―８号
再生債務者　加瀬　孝幸
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座７丁目16番14号　銀座イーストビル７階　銀座新明和法律事務所　弁護士　山本　眞弓
平成25年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第２号
北海道帯広市西十九条北１丁目７番５号
再生債務者　山田建設工業株式会社
主文　平成24年６月29日にした監督命令を取り消す。
平成25年５月８日　釧路地方裁判所帯広支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１９号
東京都青梅市黒沢２丁目984番地の１
再生債務者　株式会社組織科学研究所
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月４日から平成25年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２４年（再）第３号
名古屋市西区稲生町１丁目70番地の５
再生債務者　中村　浩久
1　決議に付する計画案　平成25年４月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年６月12日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年６月５日
平成25年５月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
北海道帯広市西十九条北１丁目７番５号
再生債務者　山田建設工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年５月８日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２４年（再）第１０３号
埼玉県川越市芳野台１丁目103番52
再生債務者　株式会社プロセス・ラボ・ミクロン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０５号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地
再生債務者　株式会社丸中
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第２１５号
神奈川県横浜市港北区樽町４丁目17番30号
再生債務者　株式会社和田砂利商会
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５号
横浜市金沢区福浦１丁目３番地の７
再生債務者　門脇鋼材株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１号
長野県諏訪市諏訪２丁目９番25号
再生債務者　舞姫酒造株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年５月７日　長野地方裁判所諏訪支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第３号
北海道標津郡中標津町北中１番地29
再生債務者　株式会社豊明神馬建設工業
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
3　保全管理人　北海道標津郡中標津町東三条北１丁目６番地　三条ビル２階　梅本英広法律事務所　弁護士　梅本　英広
4　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２４号
兵庫県芦屋市業平町２番７―1009号
再生債務者　山本　恵麻
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部